

規定により調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内当該調停の申請人又は参加人が仲裁の申請をする場合にあつては、その手数料の金額は、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した金額とする。

**附則**

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定(同表の三百八十七の項の次に次のように加える部分及び同表の三百八十八の項から三百八十八の三の項までを改める部分に限る。)及び第二条の規定 公布の日

二 第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定(同表の二百二十の項の次に次のように加える部分、同表の二百二十一の項を改める部分、同項の次に次のように加える部分、同表の二百二十二の項及び二百二十二の二の項を改める部分、同項を同表の二百二十二の三の項とする部分並びに同表の二百二十二の項の次に次のように加える部分に限る。) 平成十九年十月二十日

三 第三条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定(前号に掲げる部分を除く。) 平成十九年十一月二十日

奈良県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

**奈良県条例第十六号**

奈良県条例の一部を改正する条例

奈良県条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第七項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十六号)の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同項の表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「

第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第一項」を「第十条第二項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表に次のように加える。

|                                 |   |                                |
|---------------------------------|---|--------------------------------|
| 四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画 | 特別措置法第十一条第一項の規定による認定(特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。) | 特別措置法第十二条第一項に規定する認定技術活用事業革新事業者 |
| 五 特別措置法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画   | 特別措置法第十三条第一項の規定による認定(特別措置法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。) | 特別措置法第十四条第一項に規定する認定経営資源融合事業者   |

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

**奈良県条例第十七号**

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第八号の三並びに都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。)第三十一条ただし書」を「第三十四条第十一号」に改める。

第二条中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。  
 第三条の見出し及び同条第一項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改め、同項第五号中「政令」を「都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)」に改める。  
 第四条の見出し及び同条第一項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。  
 第五条を削り、第六条を第五条とする。

**附則**

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。  
 平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

**奈良県条例第十八号**

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(知事、副知事及び出納長の給与並びに旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事、副知事及び出納長の給与並びに旅費に関する条例(昭和二十二年七月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例

第一条中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

第二条中 「副知事 同 九十五万四千円

出納長 同 八十二万五千円

を「副知事 同 九十五万四千円」に改める。

(奈良県特別報酬等審議会条例の一部改正)

第二条 奈良県特別報酬等審議会条例(昭和三十九年九月奈良県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に、「聞く」を「聴く」に改める。

(知事、副知事及び出納長の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 知事、副知事及び出納長の退職手当に関する条例(昭和五十六年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

知事及び副知事の退職手当に関する条例

第一条及び第二条中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

第三条第一項中「副知事又は出納長」を「又は副知事」に、  
出納長 百分の三

十 五 百分の五十」に改め、同条第二項及び第三項中「副知事又は出納長」を「又は副知事」に改める。

第四条第一項中「又は出納長」を削る。

第五条中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第四条 知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成十五年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「知事、副知事及び出納長の給与並びに旅費に関する条例」を「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例」に改める。

第二条の見出し中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同条中「副知事及び出納長の」を「及び副知事の」に、「及び出納長にあって」を「にあって」に改める。

(国際奈良学セミナーハウス条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「出納長」を削る。

一 国際奈良学セミナーハウス条例(昭和六十三年十月奈良県条例第十二号) 第六条 第二項

二 奈良県立万葉文化館条例(平成十三年三月奈良県条例第四十号) 第十条第二項

三 奈良県社会福祉総合センター条例(平成五年十月奈良県条例第十号) 第七条第二項

四 奈良県心身障害者福祉センター条例(昭和五十四年三月奈良県条例第二十五号)

五 奈良県総合リハビリテーションセンター条例(昭和六十三年三月奈良県条例第三

十号) 第四条第二項

六 奈良県県民センター条例(昭和四十六年七月奈良県条例第三号) 第七条第二項

七 奈良県立都市公園条例(昭和三十五年三月奈良県条例第十一号) 第十七条第二項

八 奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例(昭和六十三年三月奈良県条例第三十三号) 第六条第二項

九 奈良県営住宅条例(昭和三十九年四月奈良県条例第一号) 第五十条第二項

十 橿原公苑使用条例(昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号) 第十一条第二項

十一 奈良県営プール条例(昭和四十九年三月奈良県条例第三十五号) 第五条第二項

十二 奈良県社会教育センター条例(昭和五十八年三月奈良県条例第十五号) 第八条 第二項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年十月十二日 奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

第一条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年六月奈良県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表奈良県高田警察署の項管轄区域の欄中「大和高田市」を「大和高田市 御所市」に改め、

同表奈良県御所警察署の項を削り、同表奈良県五條警察署の項中「野迫川村」を「野迫川村 十津川村」に改め、同表奈良県十津川警察署の項を削る。

第二条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を次のように改正する。  
〔香芝市

別表奈良県高田警察署の項中 葛城市 を「葛城市」に改め、同項の次  
北葛城郡 広陵町

に次のように加える。

|          |     |                 |
|----------|-----|-----------------|
| 奈良県香芝警察署 | 香芝市 | 香芝市<br>北葛城郡 広陵町 |
|----------|-----|-----------------|

附則

この条例の施行期日は、規則で定める。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。